

令和6年第2回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 令和6年3月18日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前10時27分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 企画財政課長    | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 茂 樹 | 税 務 課 長   | 妹 尾 一 正 |
| 健康子育て課長     | 小 川 公 一 | 福祉介護課長    | 稲 田 由紀子 |
| 産業観光課長      | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志 | 教 育 課 長   | 藤 原 徳 忠 |
| 病 院 事 務 長   | 坪 田 芳 隆 | 会 計 管 理 者 | 稲 田 欽 也 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 企画財政課財政係長   | 石 井 亮太郎 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第2号 矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第3号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

- 議案第 4 号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第 18 号 権利の放棄について
- 議案第 19 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 議案第 20 号 令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 21 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 22 号 令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 23 号 令和 6 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 24 号 令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 25 号 令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 26 号 令和 6 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 27 号 令和 6 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 28 号 令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 29 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 30 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 3 1 号 令和 6 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 3 2 号 令和 6 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

請願第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を  
求める請願

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。今月7日の本会議に引き続き御苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第2号 矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第3号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第4号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第5号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第6号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について  
議案第7号 矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第8号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第9号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第10号 矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について  
議案第11号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第12号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第13号 矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第14号 矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定について  
議案第15号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
議案第16号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について  
議案第18号 権利の放棄について  
議案第19号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第9号）について  
議案第20号 令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第21号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第3号）について  
議案第22号 令和5年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第23号 令和6年度矢掛町一般会計予算について

議案第 24 号 令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
議案第 25 号 令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
議案第 26 号 令和 6 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 27 号 令和 6 年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第 28 号 令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第 29 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第 30 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第 31 号 令和 6 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第 32 号 令和 6 年度矢掛町各財産区特別会計予算について  
請願第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を  
求める請願

**○議長（花川大志君）** 日程第 1、議案第 2 号から議案第 16 号まで、議案第 18 号から議案第 32 号まで及び請願第 1 号を一括議題といたします。これについて、委員長報告を行います。

これらは、去る 7 日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順をお願いいたします。

それでは、総務文教常任委員長、浅野 毅君お願いいたします。浅野君。

**○12 番（浅野 毅君）** それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る 3 月 7 日本会議において総務文教常任委員会に付託を受けました条例制定案件 9 件の審査を、3 月 8 日総務文教常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、教育長ほか関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。

質疑の詳細については会議録を参照願うこととしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第 2 号、矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定については、質疑、討論もなく全会一致で了としました。

次に、議案第 3 号、矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、「会計課が出納室に変更されるに伴い会計管理者の取扱いはどうなるか」、「矢掛寮が福祉介護課の所管になるが議会への出席はどうか」、「24 時間勤務のある矢掛寮が福祉介護課の所管になることにより勤務形態に影響があるのか」、「上下水道課の各水道業務係が一つになるが工務係はどうか」、「時間外の対応で負担が偏らないか」、「健康子育て課がこどもみらい課・健康推進課に細分されるが連携は保たれるか」、「矢掛寮が福祉介護課の所管になり夜間等の緊急対応が容易になると思うが」等の質疑応答がありました。討論はなく、全会一致で了としました。

次に、議案第 4 号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、「男性職員の育児休暇取得率を把握しているか」、「国も推進しており町の対応はどうか」、「民間企業では 2 か月のところもある。モデルとなるよう率先して取り組んでいることを広報等でアピールすべき」等質疑応答がありました。討論はなく、全会一致で了としました。

次に、議案第 5 号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する制定については、「民間では、同一の派遣社員を 3 年継続して雇用した場合は正社員で登用できるが、町はどうか」の質疑がありましたが、ほかに質疑応答はなく、討論もなく、全会一致で了としました。

次に、議案第 6 号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定については、「消防団の増員はどのようにして図るか」、「団員の年齢層は高くなっており、現役世代で活動できる人を増やすべきだと思う」、「団員の中に女性は含まれているか」等質疑応答がありました。討論はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 7 号、矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定については、「改正により件数は増加する見込みか」、「山の土砂崩れが懸念されるが改正で防ぐことができるか」の質疑応答がありました。討論はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 9 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定については、「手続きには、り災証明書が必要か」、「控除額が大きくなった場合はどうか」の質疑応答がありました。討論はなく、全会一致で了としました。

次に、議案第 10 号、矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定については、「青少年育成指導員は?」、「地区割等の人数は決まっているか」、「協議会の構成は?」との質疑応答がありました。討論はなく、全会一致で了としました。

次に、議案第 11 号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について、「入館者数は個人と団体どちらが多いか」、「入館料免除対象者の範囲拡大により収入減にならないか」との質疑応答がありました。討論はなく、全会一致で了といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託された案件の概要であります。不足の点がありましたら他の委員の補足をお願いしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**○6 番（原田秀史君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る 3 月 7 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 8 号と議案第 12 号から議案第 21 号までの 5 議案及び請願 1 件の審査のため、3 月 8 日に産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、副町長以下関係職員から、また、請願提出関係者から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第 8 号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、管理不全空き家等の指定基準及び勧告、また活用についてや支援法人の指定についての質疑応答を行いました。その後の討論では、「特定空家への移行防止するためにも必要」との賛成討論がありました。審査の結果、全会一致で了承といたしました。

次に、議案第 12 号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、免責要件に関する質疑応答を行いました。その後の討論では、「きめ細かな保育を目指すために必要」との賛成討論がありました。審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 13 号、矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定についての審査では、改正による保険料の増減、区分階級による影響人数や賦課状況及び軽減措置についての質疑応答がありました。その後の討論では、さまざまな給付を担保する改正であるためとの賛成討論がありました。審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 14 号、矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定についての審査では、時間設定の

根拠及び時間延長による収入減や駐車場不足に対する対策についての質疑応答がありましたが、その後の討論はなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 15 号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての審査では、所管省が替わることによる本町に対する影響についての質疑応答がありましたが、その後の討論はなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、請願第 1 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願についての審査では、紹介議員の挨拶及び請願参考人の請願趣旨の説明後、質疑に移りました。その中で、国に対しての要望の有無、また、全ての難聴者を補助対象にすべきではないかについての質疑応答がありました。

その後、請願参考人等が退出し、討論を行いました。まず、「国による保険対応が適切であるため、国に対して行うべきもの」との反対討論があり、次に、「この事業を実施することによる他の事業への影響等を含め、行政サービスの低下につながらないことが前提とした上で町民の利益にかなうものである」との賛成討論がありました。審査の結果、賛成多数で採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容に不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告といたします。

**○議長（花川大志君）** 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

**○5 番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る 3 月 7 日の本会議において予算決算常任委員会に付託を受けました、過疎計画の一部変更案件、権利の放棄案件及び令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算並びに企業会計補正予算、そして令和 6 年度一般会計当初予算及び各特別会計並びに企業会計予算案件について、今月 11 日から 14 日の 4 日間にわたり、付託案件審査のため予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長のほか、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。

個別の質疑内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第 16 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、健康管理センターを大幅改修し町保健センターに変更することによる町民への利便性と効果、やかげの匠登録事業と従来のブランド認定事業との関連性など質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 18 号、権利の放棄については、債務者死亡後の経緯と現況並びに物件売却等債権回収方策の可否、物件所有権の現況など質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 19 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 9 号）について、賑わいのまちづくり基金指定寄附金の内訳、地域おこし協力隊活動に係る資金の減額理由、矢掛高等学校魅力化事業補助金の減額理由、農林水産業費・農業費全体が減額となっている詳細、障害児通所給付費が増額となっている理由、MICS 事業負担金が増額となっている理由、伝統的建造物群保存事業補助金の減額補正の概況、繰越明許費補正・土木費について繰越された内容と理由、道路メンテナンス事業の事業実施完了見込の時期、私立保育園広域利用委託料の減額となっている理由、立木等刈払委託料の減額の理由、道路維持費・工事請負費の道路補修工事費の減額は全要望消化後の残額の適否、スポーツ少年団育成補助金の減額理由な

ど質疑応答がありました。討論として、「観光事業に関する指定管理者事業者の実績報告の精査が必要」との反対討論がありました。審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第 20 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、一般被保険者高額医療給付費の増額及び限度額摘要認定証の申請件数並びに町の被保険者数の状況など質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 21 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 22 号、令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地域開発事業費で、工事請負費と物件補償費の減額補正の詳細についての質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 23 号、令和 6 年度矢掛町一般会計予算について、当初予算については審査の概要を所管課ごとに報告いたします。

まず、総務防災課所管については、広報紙など全戸配布に伴う委託料で受託先の町内障害者就労施設先、防災士資格取得補助事業で想定している資格取得者数、更新した小型動力ポンプ積載車の配備先、消防団員減少に伴い各分団の部統合計画の有無などについて質疑応答がありました。これは、全会一致です。

企画財政課所管については、寄附金で諸支出寄附金の概要、同窓会事業支援事業の概要と想定している団体数、地域おこし協力隊の募集方法と経常予算の委託料の内容などの質疑応答がありました。これは、賛成多数です。

町民課所管については、再エネ最大限導入計画策定事業の事業概要と委託料の委託先、じん芥処理事業・ゴミ減量化対策に関するアンケートの集計状況、LED防犯灯更新補助金交付事業の今年度未対応分の有無並びに補助申請件数伸長のための検討の是非、自家消費型太陽光発電設備導入促進補助金に関し設置に係る工事費、二酸化炭素排出抑制対策事業の電気自動車への補助と今年度実績見込み並びに来年度予算要求の算定根拠などについて、質疑応答がありました。これは、全会一致です。

税務課所管については、所管部署の事業全体の概要についての質疑応答がありました。これは、全会一致です。

健康子育て課所管については、新生児聴覚検査委託料について事業概要、福祉タクシー助成事業の詳細と助成までの手続き並びに予算額の想定人数、子ども子育て支援事業計画策定事業の概要と町民への周知状況、健康ポイント事業の概要並びに歩数目標数値や商品など、健康管理センター改修事業に関連し、栄養指導室の改修諸計画、脳ドック検診委託料・受検可能者増の理由、健康ポイント事業でポイントと交換する商品及び計上予算算出根拠と参加者数の見込み、令和 6 年度の新型コロナウイルスワクチン接種助成の対応、児童福祉施設費の委託料の詳細、私立保育園広域利用委託料が前年比減の理由、保育士派遣委託料の予算の算出根拠、認定こども園施設整備事業の経緯と増設の規模など、質疑応答がありました。これは、全会一致です。

福祉介護課所管については、地域福祉バスの運行で発着地やルート変更の検討等、デマンドタクシー検討の是非、地域福祉基金事業の概要と難病者給付金の増額支給要因などについて、質疑応答がありました。これも、全会一致です。

矢掛寮については、入所者の平均年齢、入所の決定者、町内外の割合などの現状、災害についての予



算付けと災害対策についての内部会議資料等の作成の有無，災害時等の夜間対応，地元自治体との連携状況，勤務の特殊性に対する手当の有無，宿直委託料が昨年度比で増額の理由などについて，質疑応答がありました。討論として，災害対策についても考慮していることが十分理解できると賛成討論がありました。これは，全会一致です。

建設課所管については，木造住宅耐震改修事業補助金の詳細，町営住宅等長寿命化計画更新業務委託事業の詳細，多面的機能支払交付金事業の流れと今後の動向，河川維持・ふるさとの川リフレッシュ事業の環境保全場所，かわまちづくり事業予算のうち購入予定の公有財産の場所，委託料の使途，委託事業者，浸水対策事業の実施場所など，質疑応答がありました。これは，賛成多数です。

教育課所管については，「矢掛高校魅力化事業の予算額は令和 5 年度実績見込みを反映した結果の数か？」，学校トイレ改修事業の改修個数，便座の数，他の学校トイレの改修予定，矢掛町文化財保存活用地域計画作成事業の概要，小学校交流学习事業のメリット及び町内複式学級の現状，体育施設管理費の小田球場管理委託料の内容，雑木等撤去委託料の施設先，いじめ・不登校の件数，教育支援員配置事業のポルトガル語通訳以外の言語支援の必要性，文化センター費の委託料で町政 70 周年など十分な予算計上の適否，B & G 海洋センターに健康管理センターから移設されるトレーニング設備の設置場所とトレーニングルームへの職員配置の有無，整備されるトレーニングルームの設備の概要，矢掛町文化財保存活用地域計画作成事業で作成される計画の内容と各文化財へのアクセス道の整備，教育総務費の地域おこし協力隊採用支援業務委託料の概要，学校安全総合支援事業の概要などの質疑応答がありました。これは，全会一致です。

産業観光課所管については，かわまちづくり事業のソフト事業分で委託先として想定される事業者，農地流動化助成事業で前年度比増の理由と経緯，商品開発等支援事業補助金でやかげの匠登録事業との関連性及び今後の取組方針，中山間地域直接支払交付金事業の中の集落の場所，森林経営管理制度事業の集積計画，作成した山林面積は，有害鳥獣防護柵設置事業，有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業の要件の見直しと防護柵更新補助への要件緩和の検討の可否など質疑応答がありました。討論として，有害鳥獣への対応は迅速であり，町民は感謝していると賛成討論がありました。これは，全会一致です。

上下水道課所管と議会事務局所管予算については，特段の質疑はありませんでした。全会一致です。

各所管予算を慎重に審査した結果，議案第 23 号，令和 6 年度矢掛町一般会計予算については，賛成多数で原案を了といたしました。

議案第 24 号，令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について，保険給付費，高額医療費の使途及び保険給付費が前年比減の理由，人間ドック費用助成金の概要と対象者想定数，国保支払準備基金繰入金が前年度比増の理由及び医療費抑制の取組などの質疑応答がありました。討論はなく，審査の結果，全会一致で賛成し，原案を了といたしました。

議案第 25 号，令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計予算について，成年後見制度利用支援事業の概要と申立て費用の内訳，介護予防生活支援サービス事業費が減額の理由など，質疑応答がありました。討論はなく，審査の結果，全会一致で賛成し，原案を了といたしました。

議案第 26 号，令和 6 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について，後期高齢者医療広域連合への負担金増額の理由の質疑応答がありました。討論はなく，審査の結果，全会一致で賛成し，原案を了といたしました。

議案第 27 号，令和 6 年度矢掛町病院事業会計予算について，新規事業の院内環境整備及び医療機器等

購入による費用対効果と人件費率抑制との関係性、職員数の増減による運営上の支障の有無など質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、授業料と収益的収支の整合性、光熱費、食材費等物価高騰の中で施設運営事業が費用の抑制方針と施設運営事業収益が増加に対し、業務量が前年同様の理由と方針、介護支援システム更新事業の詳細など質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 29 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算について、中央配水池耐震改修事業の詳細、浄水処理施設整備事業の曝気装置を増設する場所並びに工事請負費に対する委託料の妥当性、収益的収支の赤字予算の編成概要、業務予定量の見込み収益に対し必要経費の増額内容を含め当初予算の見解、石綿セメント管更新事業の進捗状況、新たに整備する水源の取水見込みなどについて、質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 30 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計予算について、収益的収支の赤字予算編成の概要、キャッシュフロー計算書の期末残高から判断すると近年中に資金の枯渇が予測される。相対的な下水道事業会計の経営に対する担当課の見解、企業債償還の今後の見通し、ストックマネジメント事業の新規事業と継続事業の関係性、下水道水洗化の現状について、質疑応答がありました。討論はなく、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 31 号、令和 6 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてと、議案第 32 号、令和 6 年度矢掛町各財産区特別会計予算については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託された案件の審査結果です。なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。石井君。

**○8 番（石井信行君）** 議案第 19 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 8 号）についての反対討論を行います。

**○議長（花川大志君）** 石井君、議案をよく見てください。

**○8 番（石井信行君）** はい。補正予算（第 9 号）についての反対討論を行います。

歳入の後に寄附金の中に、賑わいのまちづくり基金指定寄附金として 434 万円が計上されています。予算決算常任委員会の中で、どこからの寄附金で何年度分のものかお尋ねをしました。矢掛屋からのもので、期間は令和 2 年度、3 年度、4 年度分という説明でした。その上に、国・町からの補助金、賑わい創出拠点施設経営資金、持続化給付金、宿泊施設事業継続支援金の記載漏れだと伺いました。私は、一般質問で矢掛屋からの収入報告書には、財産は何もないのに何年にもわたり建物の減価償却費、地代家賃などの虚偽記載があり、そういう問題について触れました。

矢掛町と矢掛屋との指定管理の協定第54条第1項第5号にある、甲——矢掛町に提出された報告書、請求書、その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある時、甲から——矢掛町から指定されるべき事項がある場合には、指定取り消し及び管理業務の停止という項目がありますが、この項目に該当するのではないかとお尋ねをしました。これに対して、副町長から答弁がありました。協定第54条ということですが、虚偽の報告というのはございません。で、決算の内容ですが、確かに令和4年度の決算について、コロナの交付金関係が主に計上されていなかったというのがありまして、一旦報告がありましたが、その後修正報告が出ております。当然決算の内容が変わるわけですが、今回再調整でその収入を計上いたしております。虚偽ではなしに修正。そして、報告はあったというふうに考えておりますので、54条の適用は、54条でしたっけ、の適用はございませんということをお答えさせていただきますという答弁でした。

この補正予算についての先ほど申しましたように、委員会質疑の中で434万円の寄附金の期間は、令和2年、3年、4年度、そして、国と町からの補助金の記載漏れだという説明がありましたので、一般質問の時の副町長からの答弁では、令和4年度の決算について修正があったということでした。

それ以外の収支報告の令和4年度分の収支報告書と同じ問題があると思いますが、その修正はどうなっているのか疑問です。雇用調整助成金の不記載は、不正受給の疑いがあるのではないかと、表に出せないのではないかと疑っております。

予算決算常任委員会で434万円の寄附は、税法上の問題はないかと質しても問題はないという答弁でした。しかし、これは単純に考えても、税逃れと言われても仕方がないやり方ではないかと思われます。

協定にあるように、甲から指定されるべき事項がある場合にあたります。これを指摘しないで修正報告がなされたから、指定管理取消、停止に該当しないというのはどう考えても町民に説明ができません。町民も国税局も見えております。この寄附金は何でいくら儲かったのか根拠が全く不明です。

寄附金の根拠が不明。その一点で、議案第19号矢掛町一般会計補正予算について、反対討論とします。

**○議長（花川大志君）** そのほか討論はありませんか。

（発言する者あり）

**○議長（花川大志君）** 違う議案については討論ができます。19号について、ほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（花川大志君）** それでは、次に移ります。再び討論を行います。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議案第23号、令和6年度矢掛町一般会計当初予算についての反対討論を行います。

歳入の部に寄附金100万円、これは矢掛屋からの寄附金だとのことでした。補正予算の反対討論でも述べたとおり、指定管理団体からの寄附金ですから、寄附金額の儲けの根拠を明らかにしない寄附金は町民への説明はできません。

まち・ひと・しごと創生推進事業指定寄附金、これは1,500万ですが公表不可ということで、どこからか言えないということですが、なぜ言えないのか。もし矢掛屋であれば、儲けをあちこち潜り込ませた税対策と思われるかもしれませんが、仕方がないのではないのでしょうか。これも、町民への説明ができません。

町民とともにまちづくりを進める上で最も重要なことは、町民の町政への信頼ではないかと思えます。いま、さまざまところで政治不信が叫ばれて、多くのところで不安が吹き出しています。このような

ことを払拭する意味でも、こういう態度を取って町政への不信を少しでも招くようなことがあっては、やはりこれからの町政に良くないと思います。

先ほど申しましたように、やっぱり根拠が明らかになっていない寄附金が町民に納得できないという意味で、令和6年度一般会計当初予算に反対いたします。

以上です。

**○議長（花川大志君）** そのほか討論はございませんか。

〔なし〕

**○議長（花川大志君）** 19号、23号以外で討論はありますか。

〔なし〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。議案第19号及び議案第23号については、討論がありましたので、討論のなかった案件からそれぞれ分離し、採決を行います。

お諮りいたします。まず、討論のなかった議案第2号から議案第15号までの条例の一部改正案件14件、また、議案第16号の過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更案件1件、また、議案第18号の権利の放棄案件1件、議案第20号から議案第22号までの補正予算案件3件、さらに、議案第24号から議案第32号までの当初予算案件9件、そして、請願第1号の請願1件を合わせた計29件について、委員長報告はこれを可とする又は採択するものでありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第2号、矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について、議案第3号、矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について、議案第4号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議案第18号、権利の放棄について、議案第20号、令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第21号、令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第22号、令和5年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第24号、令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第25号、令和6年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第26号、令和6年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号、令和6年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第28号、令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第29号、令和6年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第30号、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第31号、令和6年度矢

掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第 32 号、令和 6 年度矢掛町各財産区特別会計予算について、請願第 1 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願、以上はそれぞれ原案のとおり可決、採択することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対討論がありましたので、議案第 19 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 19 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算(第 9 号)についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（花川大志雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 19 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算(第 9 号)については、原案のとおり可決決定しました。

続いて、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対討論がありましたので、議案第 23 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 23 号、令和 6 年度矢掛町一般会計予算についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（花川大志雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 23 号、令和 6 年度矢掛町一般会計予算については、原案のとおり可決決定しました。

お諮りいたします。ただいま、請願第 1 号については、原田秀史君ほかの皆さんから、決議書の提出についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 2 発議第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める決議

○議長（花川大志君） 日程第 2、発議第 1 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める決議についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長に発議案を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 失礼いたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める決議。高齢化が進む中で難聴者が増

え続けている。補聴器の使用は聞こえの向上にとどまらず認知の低下を防ぎ、社会参加を広げるための必需品となっている。しかしながら補聴器は1台5万円から50万円以上と高額であり、障害者手帳が交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、全額個人負担となっている。年金生活者や低所得の高齢者にとっては負担が大きすぎるため、経済的負担を軽減することが求められている。今、全国の自治体では、国の公的補助制度が行われていない中で、自治体独自の補聴器購入費助成が広がっている。

よって、加齢性難聴者の補聴器購入に対する矢掛町独自の補助・支援事業を実施することを求めるものである。

以上、決議する。

令和6年3月18日、矢掛町議会。矢掛町長山野 敦殿。

○議長（花川大志君） 事務局長、町長の名前が違っておりました。

○議会事務局長（守屋裕文君） すみません、失礼しました。山岡 敦殿。失礼いたしました。

○議長（花川大志君） 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第1号は原案のとおり措置することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める決議については原案のとおり措置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、浅野 毅君ほかの皆さんから、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩をいたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 発議第2号 矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第3、発議第2号、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第2号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議第2号、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって、第2回矢掛町議会第1回定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、第2回矢掛町議会第1回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和6年第2回矢掛町議会第1回定例会につきましては、15日間の会期ではありましたが、上程いたしました条例改正案など計31議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました議員の皆様全員の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

この議会におきまして、新年度予算案に対します御承認をいただきましたが、喫緊の課題であります少子化・人口減少対策や高齢者向け施策、さらには、農業支援や防災対策など、住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に十分配慮してまいります。

そして、本年、合併70周年を迎えるにあたりましては、“優しさの70年 今までも これからも”をテーマにさまざまな記念事業を町民の皆様とともに実施し、一体感と郷土愛を醸成し、本町の更なる発展に結び付けてまいります。

最後になりましたが、これからは、日々春らしくなり、過ごしやすい季節となってまいります。

議員の皆様には、令和6年度もさまざまな分野において、御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後10時45分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員